

事務連絡
令和2年5月29日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0529 第 3 号
令和 2 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 6 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 3 に次を加える。

(5) 血清を検体として、ロイシンリッチ α 2 グリコプロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号 D 0 0 3 粪便検査の「9」カルプロテクチン（糞便）の所定点数を準用して 3 月に 1 回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を 1 月に 1 回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号 D 0 0 3 の「9」カルプロテクチン（糞便）又は区分番号「D 3 1 3」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

イ ロイシンリッチ α 2 グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の 4 生化学的検査（I）判断料を算定する。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D023(20)ア中「PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、」を「PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 0 2 (略)</p> <p>D 0 0 3 粪便検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 血清を検体として、ロイシンリッチα2グリコプロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号D 0 0 3 粪便検査の「9」カルプロテクチン（糞便）の所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号D 0 0 3の「9」カルプロテクチン（糞便）又は区分番号「D 3 1 3」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 0 2 (略)</p> <p>D 0 0 3 粪便検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

イ ロイシンリッチ α 2 グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の4 生化学的検査
(I) 判断料を算定する。

D 0 0 4～D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(19) (略)

(20) H I V－1 核酸定量

ア 「15」のH I V－1 核酸定量は、P C R法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はT M A法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、H I V感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「17」H I V－1 抗体、「16」のH I V－1, 2 抗体定性、同半定量、H I V－1, 2 抗原・抗体同時測定定性、「18」のH I V－1, 2 抗原・抗体同時測定定量、又は「18」のH I V－1, 2 抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

イ (略)

(21)～(26) (略)

D 0 0 4～D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(19) (略)

(20) H I V－1 核酸定量

ア 「15」のH I V－1 核酸定量は、P C R法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、H I V感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「17」H I V－1 抗体、「16」のH I V－1, 2 抗体定性、同半定量、H I V－1, 2 抗原・抗体同時測定定性、「18」のH I V－1, 2 抗原・抗体同時測定定量、又は「18」のH I V－1, 2 抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

イ (略)

(21)～(26) (略)